

平成25年9月13日

平成25年8月9日からの東北地方を中心とする大雨及び8月23日からの大雨による被害に係る普通交付税（11月定例交付分）の繰上げ交付

総務省は、平成25年8月9日からの東北地方を中心とする大雨及び8月23日からの大雨により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、11月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体及び繰上げ交付額

(1) 8月9日からの東北地方を中心とする大雨による被災団体（公共施設被害額が多額）

岩手県	紫波町	325百万円	(11月定例交付額の3割)
小計		<u>325百万円</u>	

(2) 8月23日からの大雨による被災団体（公共施設被害額が多額）

島根県	浜田市	839百万円	(11月定例交付額の3割)
〃	江津市	414百万円	(〃)
〃	美郷町	252百万円	(〃)
〃	邑南町	459百万円	(〃)
小計		<u>1,964百万円</u>	

(1) と (2) の合計 5 団体 (2 市 3 町) 2, 289 百万円

2 日程

平成25年9月13日（金） 交付決定

平成25年9月17日（火） 現金交付

<参考>

- ・ 普通交付税の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの

自治財政局財政課 梶、酒井
TEL 03-5253-5111 (代表)
TEL 03-5253-5612 (直通)
FAX 03-5253-5615